

令和7年9月定例会 一般質問 眞鍋亜樹議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「医療的ケア児とその家族を支えるまちづくりについて」

○眞鍋亜樹 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、無所属、眞鍋亜樹の一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、大きく2点について質問いたします。早速、質問に入らせていただきます。

まず、第1項目では、医療的ケア児とその家族を支えるまちづくりについてご質問いたします。

近年の医療技術の進歩により、これまで長期入院を余儀なくされていた子供たちも在宅での生活が可能となっていました。しかし、その一方で、人工呼吸器や経管栄養など、日常的に医療的ケアを必要とする医療的ケア児とそのご家族は、地域で安心して暮らすために多くの支援を必要としています。

この課題につきましては、国において令和3年6月18日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、それを受け、香芝市議会におきましても継続的に議論を重ねてまいりました。

具体的には、令和3年9月、現在、県議会議員の芦高議員の質問におきましては、制度改革を踏まえた現状確認や、ガイドラインの必要性が問われ、市長、教育長がガイドライン検討を約束されました。令和4年6月、中山議員の質問では、医療的ケア児の定義や具体的な内容が確認されるとともに、過去に医療児童を受け入れた事例、また複数看護師の配置ができず、受け入れを断念した事例が紹介されました。令和5年9月、私の質問におきましては、ガイドライン策定の進捗と今後の方針を伺い、市からは、関係機関の連携、また体制整備が課題であるとのご答弁がございました。そして、3か月前、令和7年6月、中山議員の質問におきまして、障害者計画における位置づけ、そしてガイドライン策定へ向けての協議体の設置などが問われました。

このように、医療的ケア児をめぐる支援につきましては、ここ数年にわたり市議会で繰り返し議論されてきた重要課題でございます。

そこで、ご質問いたします。

公立幼・保施設における医療的ケア児受入れガイドライン策定について、今までどのような検討をしてきたのか、そちらを壇上からの質問といたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

医療的ケア児の受け入れに伴いまして、医療的ケアの内容と緊急時の対応についてのガイドラインの策定に向けて検討してまいりました。また、医療的ケアに係る相談の受付から保

育所等での受入れまでの基本的な手続につきまして、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今、検討事項を挙げていただきました。

その中で、最初の令和3年9月のときにガイドラインの検討というものが約束されて始まったわけでございます。その際に、ガイドライン作成のためのチーム体制をつくる、またガイドラインの構成の検討、養護学校の見学、保育時間などが検討がされてきたにもかかわらず、現時点に至ってもまだ策定がなされておりません。

3年半、4年近くかかる中で、医療的ケア児とそのご家族にとって、受入れ体制があるのかないのかということは、生活設計や、また就学、就園の判断に直結する重大な問題でございます。にもかかわらず、長期にわたりガイドラインが示されないままになっているということは、市としても、もう少し重く受け止めていただきたいところでございます。策定が遅れている背景として、その理由、具体的にはどのような理由があるのかを伺います。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

公立教育保育施設の医療的ケア児受入れのガイドラインにつきましては、当初、教育部において策定を進めていたものでございますが、現在は子ども家庭部において作成を進めているところでございます。

遅延をしている理由でございますが、児童の命を預かるなどを念頭に、課題を解決することに対しまして、慎重に検討を重ねる必要があり、時間を要しているためございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 もちろん慎重に進めていただきたいところでございます。

当初、教育部のほうで進めてきた、それが現在では子ども家庭部へと移っているということで伺いました。

その中で、実際に検討を重ねる過程で、どのような課題に直面しているのかをお聞きしたいと思います。

例えば、医療的ケア児の内容につきましては、個別性が非常に高いというところ、またどこまでを市として標準化できるのかという課題もあるかと思います。また、看護師の確保、配置体制、さらに緊急時の対応をどう整えるかといった現場の実務的な課題もあるかと思います。

また、さらに、教育、福祉、医療といった縦割りを超えて調整をしなければならないというのが非常に難しいように感じておりますけれども、その中で、特に大きな課題というものはどのように捉えているでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

保育所等におきまして、医療的ケア児を含む全ての児童が安全に安心して過ごすことができるよう保育をするための体制を整えるということが一番の課題であるというふうに考えてございます。

○眞鍋亜樹 もちろん全ての児童が安心・安全に、もちろんそうだと思います。

その中で、現在、ガイドラインは策定中ということでいいでしょうか。もし、スケジュール、いつ頃までにというものが示せるのであれば、時期などを伺いたいと思います。

○子ども家庭部長 医療的ケア児の受け入れのガイドラインにつきましては、今年度中の策定を目指してございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 今年度中の作成というところでお答えいただいたので、きっとそれに向けて取り組んでくださっていることかと思います。令和3年9月から始まった案件で、令和7年度中にぜひ仕上げていただきたいなと思います。

そのガイドラインを作成中でありますけれども、今年度中ということではありますけれども、今年度もご相談等はあると思います。常時、ご相談はある中で、医療的ケア児とそのご家族というのは、日々の生活の中で常に、現在も不安や困難を抱えておられる。ガイドラインの作成までは待ったなしの状況でございます。

ガイドラインが完成するまでの間、相談に訪れる保護者に対して、どのような支援を行っていくという、統一的な相談体制の仕組みというものは構築されているでしょうか。

子ども家庭部長 お答えいたします。

医療的ケア児に関する相談があった場合でございますが、その保護者様に対しましては、必要な情報を提供できるように、問題解決につながる担当の課、担当の部署をご紹介している状況でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 必要に応じて各課に、問題解決につながるように、担当に保護者さんを紹介しているというご答弁でございました。

本当にそうなんだと思います。その都度、その都度、担当課に声をかけていると思いますけれども、やはりそれを組織的に運用できていないかなと思える事案が一つございます。

こちらについては、この質問のきっかけとなった事案なんですが、数か月前に、医療的ケアの必要なゼロ歳児のお子様でございますが、保護者の方が保育所受け入れをご相談に来られたときに、そこで対応してくださった方が、3歳になつたらまた相談してくださいと言って帰してしまったんです。このことは、保護者の方の切実な相談に対して、答弁で述べられたような必要な情報提供、また連携による対応ということが十分に行われていなかつたということを示しているかと思います。また、第一窓口での認識、最初の共有、今の共有ができていなかつたのではないかと疑問に思うところでございます。

3歳になつたらまた来てくださいというのは、結構、重たいご返答だと思うんです。ガイドラインがない中で、何を根拠に3歳とおっしゃったのか、そこがやはり説明できないという部分で、職員の方も、一職員の方にその責任を求めるわけにはいかないので、やはりそういうところを守っていくためにも、共通の認識、共通の対応マニュアルというところは必要かなと思います。

また、仮に、医療的ケア児の受入れなので、申請しました、じゃあ翌月からというわけにはいかない。少なくとも半年から1年ぐらい体制づくりということが必要になってくる。3歳から受入れをしようと思ったら、少なくとも2歳ぐらいにはご相談を始めないと間に合わないというような状況にもなってしまうということでございます。そのことを、なぜ窓口の方が知らずに、そういうことを言ってしまったのかというところは、やはり課、所管一同で共有していただきたい、こういうことが起こらないようにしていただきたいと思います。

この事案に関しては、以前お伝えしております。市としてどのように受け止め、対応されたのかについてお伺いいたします。

○子ども家庭部長 この事案だけというわけではございませんが、保育所等の利用に関して、保護者様から児童の疾病の内容及び必要な医療的ケアを聞き取りさせていただいて、医療的ケアが必要な場合には、今現状、受入れ体制が構築できていないために、児童の安全のために受入れが難しいという旨をお伝えしている状況でございます。

○眞鍋亜樹 体制ができないので受入れが難しいんだよというところで、やはりそれで終わってしまってはいけなくて、そこを課内で共有して、じゃあどうするかというところにつなげてほしかったなと思います。

今までのやり取りを伺うと、ガイドライン策定が遅れているという状況の中で、やはり各課が個別に、それぞれに相談に応じるという現状が続いていると理解しております。しかし、実際には医療的ケア児とそのご家族の支援につきましては、保育所、また教育、福祉、医療、相談支援といった複数の分野にまたがる課題であり、どの課が窓口になつても、ここではできないであちらへと回されてしまうような懸念がございます。

また、相談内容によりましては、障害児福祉制度、また医療制度、手帳や手当の申請、そして保育や就学相談といった異なる制度ということも関わってまいりますので、保護者にとっては非常に分かりづらく、情報が十分に伝わらないまま支援が遅れてしまうという事例も見受けられます。

このような状態のままでは、医療的ケア児コーディネーターという専門の方がいらっしゃいますけれども、香芝市にも配置されていると思いますが、その専門性も十分に生かすことができていないのではないかと考えます。市としては、そういう部分に対しまして、どの部分に課題があると考えていらっしゃいますか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

来庁された保護者様のお話をしっかりと聞き取りまして、問題解決につながる担当の課に相談内容の連携を図っているところではございますが、やはり特定の部署や担当者が一貫して対応することができないというところに課題があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 一貫した対応ができていないというところで、やはりガイドラインの策定というものが待たれているわけでありますけれども、それまでの期間というところで、やはり

その間も市民の方が不利益を被るようなことがあってはならないというところで、求めていきたいと思います。

保護者の方が相談に訪れても、福祉、教育、医療、手当などの制度が窓口ごとに分かれているということ、それぞれの部署を自ら回って状況を説明しなければならないという負担が残っています。どの窓口に行っても、また一から全部説明されていて、また聞くのというのは、いろいろ仕方ない部分もあるのかもしれませんけれども、そういう負担をやはり減らすことができないかなと思います。

また、初めて制度を利用する保護者にとっては、複数ある制度の中で、どこに相談すればいいか分からず。また、必要な支援につながるまでに時間がかかる実情がございます。

先ほどの事案でも、入り口のところは保育所の受入れというところでございましたが、障害者手帳のお話になりますと、それは3ヶ月かかるということは伝えられたんすけれども、特別児童扶養手当の説明はなかったというところで、結果としては、その特別児童扶養手当の受給が遅れるということにつながったということもございます。

先ほども出ておりました第3期障害児福祉計画のほうでございます。こちらのアンケートの中で、障害のあるお子様の子育てで、これまでに困ったことや、現在、困っていることについてという項目がございます。子供の進路や将来について相談できる場所が分からないと答えた方が、身体障害者の手帳をお持ちの方で50%、2人に1人はその場所が分からないということがアンケートの結果で出ているんです。なので、本当に課題は明らかである。そこに応えていってほしいなと思います。

そこで、これらの課題を解決するために、障害を持つ子供とそのご家族が一度の相談で必要な支援につながれるワンストップ相談体制というものは、現時点で、市として何らかの形で整備されているのか、もし未整備でありますと、どのように体制を構築していくお考え方についてお聞かせください。

○子ども家庭部長 障害の程度や個々の状況によりまして支援の内容が異なるということもございまして、現時点においてはワンストップで相談できる体制というものは構築できておりません。連携の核となる医療的ケア児コーディネーターの配置や、初期対応に当たる職員がもう少し踏み込んだ対応ができますよう、今後の体制整備が重要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亞樹 体制整備が重要であるということは十分に認識されているというところで、その専門の方も十分に生かし切れるという環境を求みたいと思います。

令和6年度に設置されました香芝市のこども家庭センターというものがございます。児童福祉法の改正に基づきまして、全ての子供とその家族を対象に、包括的に相談を受け止める役割を担うとされております。虐待対応、子育て支援だけでなく、発達支援、障害児支援なども含め、幅広く関係機関とつながりながら必要な支援につなぐことが期待されると理解していたのですが、こちらのほうで、香芝市でもセンターが設置されているものの、現状

におきましては医療的ケア児や障害を持つお子様の家庭からの相談が、ここで十分に受け止められているのかというところにおいては疑問が残るところでございます。こども家庭センターが、医療的ケア児、また障害を持つお子様とその家族の相談をワンストップで受け止める機能を果たすということは可能でしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

こども家庭センターは、おっしゃるとおり子供に関する相談の窓口となる機関でございますことから、相談先に迷われる保護者様への初期対応は可能でございます。

しかしながら、障害を持つ児童に対する支援は多岐にわたり、専門的な知識も要することから、現時点ではワンストップよりも複数の担当課の職員がチームとなって相談に対応するほうが望ましいのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

チームでやってほしいと思っているんです。でも、今、チームになっていなくて、各課がやっているという状況というところで、ワンストップで窓口、あと、こども家庭センターで第一相談窓口としてできますよということもまだ十分に周知されていなくて、そういうところも含めてお願いしたいことでございます。

もちろん、チームで連携がしっかりとできるならチームでですけれども、そういうところの取りこぼしがないようにとなったときに、ワンストップというところもやはり視野に入れていただきたい。

そこで、一つご提案したいのが、先ほど富家議員の質問の中にありました重層的支援体制整備事業という取組が香芝市においてもされております。こちらについては、先ほど第4期地域福祉計画の中で中核として位置づけられていくということでご答弁がございましたが、やはりこの事業につきましては、高齢者とか地域福祉というところがメインのように見えますけれども、そこには子育てという部分も含まれておりますし、子供、高齢、障害、生活困窮といった縦割りを超えて、地域の相談を包括的に受け止める仕組みづくりということを目的とされています。また、福祉分野、障害分野というところも色濃く関わる中で、まさに医療的ケア児支援こそ重ねられるのではないかなど、そういう仕組みなのではないかなと思うところでございます。

そこか、こども家庭センターというところで、その専門性のある機能というのを少しプラスできないかなと思うところでございますので、重層的支援体制につきましても、ぜひ今後のご検討というところで視野に入れていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

医療的ケア児の受入れ体制づくりに戻しますが、必要な人員配置、また専門性の確保、関係機関連携の在り方につきまして、重要になってきますけれども、現在、市の中で医療的ケア児等コーディネーターの資格を有している人というのは何名いるのでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

医療的ケア児等コーディネーターの資格を取得している者は1名でございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 1名いらっしゃるというところで、本当に大事な人材であると考えます。

現在、保育所職員の方は、日常的な相談対応についてどのように関わっているのか、あるいはガイドラインの策定等にご尽力いただいているのか、実際の稼働状況についてお聞きいたします。

○子ども家庭部長 保育所におきまして、医療的ケア児受入れのガイドラインの作成に注力しております。実際に保育所等においてどのような対応をすることができるのかなどにつきまして、具体的な立案を行っているところでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 立案にご尽力いただいているというところで、ぜひ現場の声というものをしっかりと取り入れていただきたいなと思います。

ただ、1名というところで、今後の体制づくりのためにおきましては、やはり1名ではどうにもならないというところがございますので、資格取得の研修というものがありますので、増やしていく方向でぜひお願いしたいと思います。1名では、やはり現状、保育所勤務ということもあります、そういう制約の中で、日常的な相談対応に十分関われる状況ではないなということも感じます。

例えばですけれども、近隣自治体の取組といたしまして、お隣、葛城市におきましては、医療的ケア児に関する相談があった際には、必ず、必ずとおっしゃっていました、医療ケア児等コーディネーターが関与していく、そして専門的な知識と調整力をもって保護者の不安に対応して、関係機関との調整を行う体制を整えているということでした。

また、葛城市のほうでは、保育士の方も、この資格取得の研修を受けられているということでございました。それは、子供理解というところで、実際には看護師を配置して、看護師がその業務に当たるんですけども、どういうことをしているかということをより深く理解するために研修を受けているということも手厚くされているとのことなので、ぜひ参考に。なかなかそこまでやっていく、保育士の方も仕事を持ちながら研修にも行かなければならぬので大変な状況ではありますけれども、今後、本当に医療的ケア児をこの香芝市で受け入れていくということであれば、今から少しづつ育っていくという視点が大事かなと思いますので、よろしくお願いします。

また、先ほどのワンストップ体制、相談体制だけで、全てを網羅しようとすると、その方、人への負担が、窓口への負担が大きくなる可能性がございます。そこで提案でございますけれども、例えば市のホームページ、または出生届などの際に渡す案内書類の中に、医療的ケア児に関する必要な手続、また利用できる制度の一覧というものを分かりやすくまとめた資料を準備しておくことも有効ではないかなと考えます。そうした一覧がありましたら、保護者も自ら必要な手続に気づいたり、動きやすくなり、不安の軽減にもつながってまいります。

現状では、市のホームページで医療的ケア児を検索しても、該当する情報は出てこないという状況です。少なくとも、必要な情報にアクセスできるという環境整備、そこは早急に進めていただきたいと思います。

例えば、この、今、とても有名なこども計画でございます。これの、もちろんご存じだと思いますけれども、59ページの中に、障害や成長に不安のある子供を育てている家庭への支援ということで一覧になっているんです。なので、この一覧を、このページをただ貼り付けるだけでも十分に大事な情報が集まっている。ただ、一般のお母さん、お父さんたちにとって、こども計画を1ページから探して、このページにたどり着くというのは本当に難しいと思いますので、そういうところも、今あるものを使いながら、ぜひホームページ、かしづばんびーのページに子育て支援がまとめられている、その1項目に障害のある子供を育てている家庭への支援というページを作っていただきたいと、そこはご提案させていただきます。

医療的ケア児コーディネーターというものの拡充、そしてホームページの子育て情報と
いうところでご検討いただきたいんですけども、この2点について検討いただけるでしょうか。

○子ども家庭部長 いろいろご助言賜りありがとうございます。

この2点につきまして、前向きに検討してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

ぜひ、検討を進めていただきて、皆様にとって見やすい情報を分かりやすく提供していく
だきたいと思います。

以上で、第1項目の質問を終えます。

続きまして、第2項目のほうに移りたいと思います。

「安心安全な学校施設環境について」

○眞鍋亜樹 安心・安全な学校施設環境についてというところで、第2項目です。

先般、他自治体による、教員による児童盗撮事件が発生いたしました。このことは、子供や保護者に大きな衝撃と不安を与えるものとなりました。学校は、子供たちが最も多くの時間を過ごす場所であり、本来、安心して学び育つ場でもあります。その信頼を揺るがすような事案は二度と繰り返してはいけないと考えております。

香芝市としまして、子供たちの安全を最優先に、徹底した再発防止と環境整備について、現状と今後の見通しについて質問いたします。

まず、教員による児童盗撮事件を受けまして、その調査結果についてお聞きいたします。
市として、どのように実態を調査し、その結果をどのように分析して、再発防止に生かそう
としているのかお伺いいたします。

○教育部次長 奈良県教育委員会から、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保に向けて通知がありましたので、各学校に対して周知するとともに、令和7年8月28日までに、全ての市立小・中学校におきまして、校長等が、施設内に盗撮用のカメラが設置されていないかどうかについて点検を実施しております。

また、それとは別に、複数の学校に対し、教育部及び行政監察を所管する市長公室の職員が、合同で、同月29日に、各学校に予告することなく調査を実施しております。

その結果もということでしたので、その点検等の結果ですが、特に不審な点は見つかっておりません。

児童生徒や保護者の不安を払拭するために今後も継続的に点検等を実施してまいります。

以上です。

○眞鍋亜樹 特に問題なく調査ができたというところでお聞きいたしました。一旦、安心でございます。

しかしながら、現在、問題がないとしても、今後の状況についてはまた変わっていくいうことも考えられます。例えば、今後、新たに採用される教職員の中に不適切な人物という方が紛れてくれる、また再び、重大な事件につながるおそれ等もございます。子供の安心・安全を守るためにには、やはり採用段階でのチェック体制というものが極めて重要であり、性犯罪歴の有無を確認する制度、また人物評価を含めた採用審査等の在り方が問われております。

2026年度から導入される日本版D B S制度もございますが、現状としては、学校において性犯罪歴の照会制度などを含め、不適切な人物を採用段階でチェックする体制というものはあるでしょうか。

○教育部次長 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律によりまして、学校の教職員を任命または雇用する際には、国が整備している特定免許状失効者データベースを活用することが義務づけられております。

この特定免許状失効者等とは、児童生徒に性暴力を行ったことにより教員免許状が失効した者等のことと、県費負担教職員については奈良県教育委員会事務局教職員課が、市費負担教職員については本市教育委員会事務局学校教育課が確認を行っております。

なお、令和5年4月に当該データベースの活用を開始して以来、特定免許状失効者等が本市に着任したことはございません。

以上です。

○眞鍋亜樹 データベースを活用されて、そこのチェック体制はしているということでございます。こちらの場合、今まで本市に着任した方はいないということでございます。

その中で、こちらは教員の免許状を持つ者のうち、過去に処分を受けた人というところ、初犯はちょっと防げないというところもある。また、免許を持たない職員、非常勤講師、また外部人材、ボランティアなどというところは、また対象外となってくるというような制度

でもあります。

今後、日本版D B Sにおきまして、子供と関わる職員の性犯罪歴というところは、もっと広い部分で確認できるようになりますが、やはり再犯防止に有効な仕組みというところで、初犯というところはなかなか難しくあるというのは課題として残ってまいります。

そのために、子供を守っていくには、制度に頼るということはもちろんすごく大事で、それプラス現場での環境整備、先ほど、点検いただいたということでありますけれども、と人材育成というところが不可欠になってくるかと思います。

具体的に、保育施設や学校等に防犯カメラを設置することで、加害行為の抑止につなげることも一案であると考えます。また、保育士、教員、保育士、今、学校の話なので、教員等が子供と接する前に、必ずセーフガーディング研修、子供の安全を守る責任を理解し、具体的に行動するための研修というのも有効であると考えます。

また、子供自身も自分で身を守るというところの、子供の権利を子供自身に伝えていく教育というところも重要だと考えます。

そのような3点の中から、次の質問に行きたいと思います。

まずは、盗撮しやすい環境という部分で、現状をお聞きしたいのですが、教室での着替えというものが香芝市内におきましては常態化しているということで聞いております。現在は、特に小学校低学年では男女が同じ教室で一緒に着替えるケースもあるということで、こうした状況につきましては、子供たちのプライバシー意識が芽生える大切な時期に十分な配慮がなされているかどうかということが大きな課題であると考えます。

また、盗撮や性被害のリスクを高める要因にもなりかねず、安全の観点からも看過することはできません。市として、このような現状をどのように認識しているのかというところで、現状、子供たちの教室での着替えの現状についてお聞きいたします。

○教育部次長 着替えの実態についてお答えいたします。

市立小・中学校では、空き教室や特別教室などを更衣室として活用できる場合は、その空き教室等を更衣室として利用しています。活用できる部屋がない場合につきましては、男女別に時間を区切って教室で着替えている例や、複数の学級が合同で体育を行う時間割の場合につきましては、一方の教室で男子、他方の教室で女子が着替えている例があります。

また、小学校低学年では、男子、女子が同室で着替えております。施設の関係で、全ての学校において直ちに更衣室を用意することは困難ですが、余裕教室等がある場合は、年齢を踏まえまして、学校の校長等と着替えの対応について協議していきたいというふうに考えております。

また、今後、改築や改修していく学校施設につきましては、更衣室や相談室等の必要な設備を整備していきたいと考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 今後はそちらも視野に入れて改修していただけるということで、よろしくお願いします。

現状についてお聞きしましたけれども、やはり小学校低学年は男女同室という部分で、その低学年が1年なのか2年なのか3年なのかというところ、また学校ごとに統一されているのかそれぞれの判断なのかというところの、もう少し詳細をお伺いいたします。

○教育部次長 同室で着替えている学校は、3年生以下の学年で行っているものが6校あります。2年生以下の学年で行っているものが2校です。1年生のみとしているものが1校です。全10校のうち残り1校につきましては、学年によらず希望する全ての児童が別室で着替えることができるようにしております。教育委員会としても、いずれも適切な対応であると考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 本当にばらばらでした。3年以下が6校、2年以下が2校、1年のみは1校、そして希望する児童というところで配慮があるというところで、今、どれも適切な判断であるということですが、やはりこれだけばらつきがある、同じ市内の中ではばらつきがあり、判断が分かれるということは、もう少し議論の余地はあるのではないかというところで考えられます。例えば、3年以下となっているところで、もし希望する児童の配慮があれば、しんどい思いをする子はいないかもしれません。取りあえず、今これだけばらばらなのは、それぞれに理由があって、それぞれ必要な理由だと思うので、もう少し議論を詰めて、できれば統一した見解、誰が先生になっても同じように、一定の統一した見解というものはやはり必要ではないかというのを、今のをお聞きして感じましたので、今後の検討事項にお願いいたします。

また、盗撮のリスクが高い場面についてもお伺いします。

他自治体での教員盗撮事件が発生したというところで、特にリスクが高いとされるのが着替えが行われる更衣室や教室、また子供が体調不良になるとき横になる保健室、また子供と教員が1対1で向き合う個別指導という空間でございます。これらは、子供が無防備になりやすく、また周囲からの目が行き届きにくいというところで、不適切行為、また盗撮が起りやすい環境とも言えます。こうした盗撮リスクの高い場面において、どのような危機意識を持ち、どのような対応方針を取っているのかについてお伺いいたします。

○教育部次長 盗撮の防止に当たりましては、教室、トイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、盗撮のカメラ等を設置できないような環境していくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 環境整備、また整理整頓というところで、ご本人の精神的な安定も図っていたいということにもつながるかと思いますけれども、やはりカメラってスマホだけじゃないので、もう最新の本当に小さなカメラとかもございますので、これだけでは防ぎ切れないというのはあるかと思います。

また、次の質問へ行きますけれども、1対1の指導や相談の空間につきまして、教師と児童生徒が1対1で向き合う場面というのは、もちろん子供が安心できるということもあり

ますけれども、密室化するというところで不適切な行為につながりやすいリスクも言われております。こうした場面における安全基準、運用ルールというものはあるでしょうか。

○教育部次長 三橋市長や小西教育長が、小・中学校の巡察をする中で、教職員による児童生徒への性犯罪やセクシュアルハラスメントが社会問題化していることを念頭に、現場の教職員に対して、教職員が異性の児童生徒と閉鎖的な場所で2人きりになることが禁止されているのかどうかについて尋ねたところ、必ずしも適切な措置が講じられているとは言えない状況が判明しました。

そのため、教職員による性犯罪やセクシュアルハラスメント及びその疑いが生じることを防止するという観点から、教職員と異性の児童生徒が閉鎖的な場所で2人になることがないようにし、またやむを得ず2人になるような場合でしたら、部屋の扉を開放して閉鎖性を緩和することとする対応を取るよう改めたところです。

また、その後、文部科学省からも同旨の通知があったため、各学校に対しても周知しております。

以上です。

○眞鍋亞樹 取組を改めてくださったというところで、着実に進められているということは伝わってまいりましたので、引き続きお願ひいたします。

続きまして、防犯カメラの設置についてお伺いいたします。

まず、防犯カメラについては、抑止という目的では大変大きな効果があるものと私は考えております。その中で、設置の目的というものは、やはり明らかにしていただきたいと思っております。犯罪やいじめの未然防止、また事案発生時の迅速な対応というところで、目的と設置の効果を市としてどのように整理しているのかということを確認したいと思います。運用の方針など、具体的な明文化されたものはあるでしょうか。

○教育部次長 学校内の防犯カメラは、犯罪またはいじめの未然の防止を図るとともに、これらの発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備し、児童及び生徒の安全を確保することを目的として設置しております。

整備につきましては、令和7年度は中学校1校と小学校2校に設置する予定であり、着実に進めていく方針としております。

以上です。

○眞鍋亞樹 設置場所の基準というものはあるでしょうか。

○教育部次長 基本的に侵入の経路と想定される場所であるとか、死角になるような場所ということで、必要最低限の数というふうに考えております。

以上です。

○眞鍋亞樹 侵入のところというところで、ちょっと具体的に聞きたいのが、教室内ではないというところの確認、また児童生徒のプライバシーを侵害するものではないという場所に設置されるという理解でよろしいでしょうか。

○教育部次長 今お述べのとおり、教室への設置は予定しておりません。例えば、昇降口

であるとか、廊下や階段といった、そういうふうな場所に設置する予定としております。
以上です。

○眞鍋亞樹 もちろんですが、児童生徒のプライバシーを侵害するものではないという意識は強く持って設置されていると受け止めました。

防犯カメラにつきまして、子供たちをしっかりと守ってくれるということの一方で、子供たちにとっては監視されているという意識を持ってしまうと、大変、日々の学校生活というものがしんどいものになってしまうので、やはり信頼できる大人の口から明確な設置の理由などのご説明はいただきたいなと思います。

朝のご質問の中で、青木議員へのご答弁の中で、今後、説明の具体的な計画は現時点ではないというようなお話がございました。やはり、明文化されたルールを整えていただきたい。そして、透明性のある運用を徹底していただきたいというのは大前提であります、子供たちにとっては、一番最初の説明を、誰からどのように伝えられたかという印象はすごく大きなものでございます。例えば、防犯カメラをつけるんだよ、みんなを監視するんだよというような伝わり方を間違ってしまった場合、やはりそういう印象が強くなってしまうし、その後、訂正してもそれは覆りません。もうずっとそういうものは心に残ったまま、まだ小さな子供が大きくなるまで、そういう思いをずっと長年持ってしまうというところも含めまして、しっかりと説明をした上で、理由を説明して、子供たちみんなを守ってくれるんだよというところで、しっかりと子供たちが理解できる言葉で、そして子供たちが自己を肯定できるという言葉でお伝えいただきたいなと思います。決して不安をあおるようなことだけではなく、ご説明を信頼できる大人からまず最初にしていただきたいなということはお願いしております。

それから、私物のスマートフォン、今回、事件に使われましたのは公共のカメラでしたが、私物のスマートフォンの扱いについても、事件後いろいろと規制を作っている自治体もございます。その中で、香芝市におきましては、私物のスマートフォンの扱いをどのように対応をされているかお伺いいたします。

○教育部次長 教職員におきましては、私用の端末を用いることによって児童生徒を撮影することを禁止することとして、教育活動上の必要な場合のために、全ての学級に1台ずつの公用のカメラを備える準備を進めているところとなります。

以上です。

○眞鍋亞樹 公用のカメラというところで、一定程度、不適切な撮影を防ぐということには効果があると考えます。

ただ、その問題、どの機器を使うかだけでなく、誰がどの目的でどのように撮影して、そのデータをどうするかというところの運用の体制というものもしっかりと周知を図っていただきたいと思います。適切なルール、またチェック体制というものが整っていなければ、公用カメラであっても、不適切なデータの流出のリスクは残ってまいります。

また、つい最近の報道にもありました、8月28日の報道によりますと、せんだっての名古

屋市のみならず、札幌市におきましては、教職員が教室や体育館など児童生徒が活動する場所に私用端末を持ち込むこと自体を原則禁止するというところで通知を出されているという報道がございました。全国的には、このルールが進んでいく、広がりを見せるのではないかと私は考えております。そういうところもぜひご検討いただきいて、安心・安全な環境づくりというところをルールとして設けていただきたいなと思います。

最後、通報相談体制の強化についてお聞きいたします。

やはり、安心して生徒、保護者、同僚教員が、不審な行為を相談通報できる窓口というものが機能していることが大事でございます。その仕組みは現在あるでしょうか。

○教育部次長 児童生徒に悩みなどがある場合は、まず話しやすい教職員に相談していくこととしております。

ただ、学校関係者には相談しづらい場合ということも考えられますので、本市では悩みの内容にかかわらず、つらいと思ったときや、不安な気持ちになったときには、気軽に話ができる窓口として、学校支援室や、こども家庭センター等の、気持ちが楽になる場所を用意し、体制を整えております。

また、必要に応じて警察とも連携して対応する方針としております。

以上です。

○眞鍋亜樹 今、子供のことをご説明いただきました。同様に、大人の相談窓口というところは確保されているでしょうか。

○教育部次長 先ほど言わせていただきました窓口というのは、子供に限ったわけではなくて、例えば保護者さんからの相談も受け付けるようになっております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ぜひ、安心して相談できるということが非常に重要になってきます。そして、今回、問題を取り上げたのは、やはり近年の児童生徒への性被害というのが低年齢化をしているというところが指摘されております。話す力が未熟な子供ほど、自分の受けている被害を何が起きているのか理解できないということは重要な問題でありますので、だからこそ、こういう相談窓口を示していただきたいと思います。

窓口につきまして、こういう性被害に対する相談窓口についても、市としてはどのように実施されているのかについて伺います。

○教育部次長 小・中学生に向けて、性的被害の相談窓口に特化した形での周知をしたことはありませんが、奈良県教育委員会が毎年行っている人権を確かめあうアンケートの中には、教員からの性的被害に関する質問も含まれております。

奈良県が設置している教育職員等による児童生徒性暴力相談・通報窓口というものがございますので、それも含めて各種相談窓口を周知する機会というふうにしております。

以上です。

○眞鍋亜樹 奈良県が毎年実施している人権のアンケートの中で、それに性被害に対するもののアンケートもあるということですけれども、アンケートは年に1回の調査にすぎな

いので、被害が発生した直後にＳＯＳを出すという機能は果たせない状況にあります。

特に、低年齢の児童については、設問を理解すること自体が難しい場合もありますので、被害の早期発見というものは限界があると思います。

今も、今日お聞きした中で、子供たちが安心して相談できる環境というものは、日々日々、取り組まれているし、いろいろ改善も加えられたり、心を寄せている部分だと思いますけれども、教育部と、やはりさつき質問させていただいたこども家庭センターのほうにも、子供用の専用窓口があるというところで、そこももつともっと周知して、本当に香芝市の大人群員で香芝市の子供たちをしっかりと守って、すくすくと伸び伸びと笑顔で育っていくという環境を大人たちがつくっていってあげたいなと思いますので、引き続きそういうところの周知、体制があっても、しっかり使われるような状況になっていただきたいと思います。なかなか、先ほどから連携が難しいということで、部局を超えてというところは難しいんですけども、やはり一つのところだけでは間に合わないし、使えるものはもう全部使って、こども家庭センター、行ったらとても優しいんですよね、だからそういう優しさの中で子供たちを育てていくような環境に、本当に大人たちが知恵を出し切って、力を合わせて子供たちを守っていくというところをお願いいたしまして、私の一般質問を終えます。ありがとうございました。